

# 被災地における方言の活性化支援事業の選考方法について

平成25年7月30日  
文化庁次長決定  
平成29年7月19日  
平成30年7月20日  
一部改正

## 1 書類審査

企画の選考に当たっては、提出された企画提案書等の書類に基づき書類審査を行う。

書類審査は、文化庁に設置する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の各委員が、下記の審査項目について、次の得点基準による6段階で審査する。ただし、審査項目⑦については、下記の得点基準とは別に、別表に基づき評価する。

審査委員会の各委員が審査した各審査項目の合計の平均を当該企画の得点とする。

### (1) 得点基準

とても優れている＝10点　優れている＝8点　やや優れている＝6点  
普通＝5点　劣っている＝3点　とても劣っている＝1点

### (2) 審査項目

#### ①事業趣旨の理解及び対象とする方言の妥当性

- 事業の趣旨を理解していること。
- 事業の趣旨にかない、実現可能な具体性を持った取組内容であること。
- 対象となる方言が、取組の内容に対して適切に選ばれていること。

#### ②被災者の理解

- 事業の必要性を、被災者に理解してもらえる取組であること。

#### ③実施体制

- 取組の実施に必要な人員及び組織体制が整っていること。
- 地方公共団体や企業、学識経験者など、取組の実施に必要な関係機関及び関係者との連携体制がとられるようになっていること。

#### ④成果の検証方法

- 成果の検証方法が、今後の取組に活用できるものであること。

#### ⑤経費の妥当性

- 取組の内容に対して、妥当な経費が示されていること。また、効率的な運営がなされる工夫が盛り込まれていること。

#### ⑥その他

- 取組にとって有効な提案や有益な情報（類似の取組の実績などを含む。）が示されていること。

#### ⑦ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定等を受けていること。

### (3) 書類審査における選考

書類審査において、審査委員会の委員の半数以上が1点とした審査項目が一つ以上ある企画については、不合格とする。

## 2 審査委員会における選考

書類審査を経た企画については、審査委員会の議を経て選考する。

審査委員会においては、得点の高いものから被災地域の実情、地域バランス等を総合的に判断し、予算の範囲内において選考する。

ただし、選考する企画について、審査委員会による修正意見を付して条件付きで選考する場合や委託業務見積書に記載された合計額より低い額でもって選考する場合があります。

<別紙>

評価項目	点数	評価基準					
		とても優れている	優れている	やや優れている	普通	劣っている	とても劣っている
①-ア	10	10	8	6	5	3	1
①-イ	10	10	8	6	5	3	1
①-ウ	10	10	8	6	5	3	1
②-エ	10	10	8	6	5	3	1
③-オ	10	10	8	6	5	3	1
③-カ	10	10	8	6	5	3	1
④-キ	10	10	8	6	5	3	1
⑤-ク	10	10	8	6	5	3	1
⑥-ケ	10	10	8	6	5	3	1
⑦-コ	3	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。					
		<p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） 1点</li> <li>・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） 2点</li> <li>・認定段階3 3点</li> <li>・行動計画策定済（※） 0.5点</li> </ul> <p>※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くるみん認定（旧基準）（◆1） 1点</li> <li>・くるみん認定（新基準）（◆2） 1.5点</li> <li>・プラチナくるみん認定 2点</li> <li>◆1 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定。）</li> <li>◆2 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定。）</li> </ul> <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定 2点</li> </ul> <p>○上記に該当する認定等を有しない=0点</p> <p>※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>					